## 協定書

市民参加と情報公開、議会議論の活性化へ議会基本条例が制定された。この条例の実践を推進する上でも、その基本となるべきものが民主的な議会運営である。

よって、以下の条項を協定する。

## (1) 市議会のあり方について

- 1. 市議会運営の基本は議会基本条例であり、いかなる場合も民主的な議会運営を行う。
- 2. 議会改革の基本は情報公開と市民参加及び議会議論の活性化である。これを目的に 議会基本条例が制定された。いま求められている議会改革は議会基本条例の実践で ある。よって、議員定数は維持する。

## (2) 市議会運営の改善

- 1. 市議会の役職については人物本位を基本としながら、会派間の民主的な議論を通じて配分する。
- 2. 事務組合議員、行政委員会委員、議会内委員会委員の選出については、会派の議員数に比例する配分に努めつつ、少数会派の選出に充分配慮する。
- 3. 議会基本条例の目的に反する「申し合わせ」条項改正する。
  - ○一般質問の質問時間を40分とする。
  - ○当初予算及び決算審議については、本会議においても総括質疑をおこなう。
  - ○正副議長及び監査委員の一般質問に制限を加えない。
  - ○請願者の説明は審議を行う所属委員会で行う。
- 4. 市議会のインターネット中継を実施する。

2011年11月4日

野洲ネット

政友会

日本共産党野洲市議会議員団